

都道府県・ 政令指定都市名	05 秋田県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	秋田県女性の活躍推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成27年10月8日 根拠: 秋田県女性の活躍推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	秋田県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第4次秋田県男女共同参画推進計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	秋田県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年3月29日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:令和2年4月1日	2:令和2年5月1日	3:その他: 令和2年3月31日
目 標 値	令和 2 年度まで	40 %		
根 拠	第4次秋田県男女共同参画推進計画 平成28年4月1日			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例により設置されている審議会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(79)うち女性委員を含む審議会等数(73)	
	延総委員等数(1,042)	延女性委員等数(331)	女性比率(31.8)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(79)うち女性委員を含む審議会等数(70)	
	延総委員等数(1,250)	延女性委員等数(329)	女性比率(26.3)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(35)うち女性委員を含む審議会等数(30)	
	延総委員等数(745)	延女性委員等数(176)	女性比率(23.6)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)	
	延総委員等数(61)	延女性委員等数(15)	女性比率(24.6)	
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他 ()		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	245	12	4.9	19	0	0.0	67	0	0.0	159	12	7.5
	うち一般行政職	193	12	6.2	18	0	0.0	40	0	0.0	135	12	8.9
支庁・地方事 務所等	計	102	4	3.9	4	0	0.0	28	2	7.1	70	2	2.9
	うち一般行政職	60	4	6.7	4	0	0.0	8	2	25.0	48	2	4.2
全体	計	347	16	4.6	23	0	0.0	95	2	2.1	229	14	6.1
	うち一般行政職	253	16	6.3	22	0	0.0	48	2	4.2	183	14	7.7
(内数)	警 察 関 係	61	0	0.0	0	0		36	0	0.0	25	0	0.0
	教育委員会	18	0	0.0	0	0		2	0	0.0	16	0	0.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	855	113	13.2	437	86	19.7
	うち一般行政職	737	101	13.7	272	77	28.3
支庁・地方事 務所等	計	1,202	262	21.8	713	180	25.2
	うち一般行政職	924	195	21.1	373	127	34.0
全体	計	2,057	375	18.2	1,150	266	23.1
	うち一般行政職	1,661	296	17.8	645	204	31.6
(内数)	警察関係	258	28	10.9	426	45	10.6
	教育委員会	330	127	38.5	136	80	58.8

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	46	1	2.2	76	11	14.5	59	14	23.7
	うち一般行政職	36	1	2.8	55	11	20.0	30	13	43.3
支庁・地方事 務所等	計	27	0	0.0	94	31	33.0	40	10	25.0
	うち一般行政職	21	0	0.0	84	29	34.5	20	7	35.0
全体	計	73	1	1.4	170	42	24.7	99	24	24.2
	うち一般行政職	57	1	1.8	139	40	28.8	50	20	40.0
(内数)	警察関係	15	0	0.0	36	4	11.1	48	3	6.3
	教育委員会	8	0	0.0	38	17	44.7	6	4	66.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎				警察本部…在級年数に応じて受験資格が付与され、昇任試験の結果により昇任候補者を決定
補佐級	○		○			○	◎				警察本部…在級年数に応じて受験資格が付与され、昇任試験の結果により昇任候補者を決定
係長級	○		○			○	◎				警察本部…在級年数に応じて受験資格が付与され、昇任試験の結果により昇任候補者を決定

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験	1,165	141	12.1
昇 格 試 験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	178	53	29.8
うち 上級	108	31	28.7
うち一般行政職	96	31	32.3
うち 上級	65	21	32.3
うち警察関係	58	15	25.9
うち 上級	27	3	11.1

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	秋田県北部男女共同参画センター		愛称・通称	北部ハーモニープラザ	
設置年月日	平成14年7月30日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：017-0842 住 所：秋田県大館市宇馬喰町48番1号 電話番号：0186-49-8552 FAX番号：0186-49-8589 ホームページ：http://akita-h-danjo.jimdo.com/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター) その他()				
職 員 数	常勤 4 人、	非常勤 2 人	予算額	令和2年度 10,460	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) 3. 相談事業(主な事項) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 交流サロンの設置、イベントの実施) ※ 実施しているもの：○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)				

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	秋田県中央男女共同参画センター		愛称・通称	ハーモニープラザ	
設置年月日	平成13年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：010-0001 住 所：秋田県秋田市中通二丁目3番8号(アトリオン6階) 電話番号：018-836-7853 FAX番号：018-836-7854 ホームページ：http://www.akitawmc.com/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：NPO法人いきいきFネット秋田) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：NPO法人いきいきFネット秋田) その他()				
職 員 数	常勤 3 人、	非常勤 7 人	予算額	令和2年度 15,822	千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 一般相談等) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの設置、イベントの実施) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)				

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	秋田県南部男女共同参画センター		愛称・通称	南部ハーモニープラザ	
設置年月日	平成14年7月30日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：013-0046 住 所：秋田県横手市神明1番9号 電話番号：0182-33-7018 FAX番号：0182-33-7038 ホームページ：http://www.akita-south-jender.org/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター) その他()				
職 員 数	常勤 2 人、	非常勤 2 人	予算額	令和2年度 10,717	千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) 3. 相談事業(主な事項：) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロンの設置、イベントの実施) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等: 2. 無	加盟団体数		
			会 員 数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : ○ 7. その他 (内容: 市町村男女共同参画推進状況調査の実施)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	85,024	78,518	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○		
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○		
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞・認証実績(①～④を除く)			○	
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞・認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	男女イキイキ職場宣言事業所協定(2、5、6、7、8、10)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	秋田県女性の活躍推進企業表彰(2)、あきた子育て応援企業表彰(2、8)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	あきた女性の活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 秋田県男女の意識と生活実態調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期的場合 5 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画ウェブサイト ・ 男女共同参画推進月間	「あきた女性の活躍応援ネット」を運営し、男女共同参画や女性の活躍推進に関する様々な情報を提供する。 男女共同参画推進月間(6月)に広報啓発を行うとともに、「ハーモニーフェスタ2020」を9月に開催し、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深める。	400人	通年 9月
2. 表彰 ・ 秋田県男女共同参画社会づくり表彰 ・ 秋田県女性の活躍推進企業表彰	男女共同参画社会実現に向けて、これまで地道な活動を重ねてきた個人又は団体、及び従来女性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた女性又は団体、従来男性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた男性又は団体を対象として表彰する。 女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりなどの取組が顕著な企業を対象として表彰する。	1個人、1団体 6社	9月 10月
3. 講座 ・ 男女共同参画センターにおける各種講座	県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくり基礎講座、女性チャレンジ支援講座、地域で活躍する人材を育成するための講座等を開催する。		通年
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 専門相談(法律)	中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する一般相談を実施する。 中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する法律相談を実施する。		通年 年6回
5. 情報収集・提供 ・ 図書、ビデオ、資料等の収集、展示、貸し出し	県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書等の購入、配架、貸し出しを行う。		通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画苦情調整会議	性別による人権侵害等、男女共同参画の推進を阻害する行為による苦情の調整を行う。		必要時
7. 交流促進 ・ 働く女性の交流会 ・ 男女共同参画センターまつり	働く女性がスキルアップを図るとともに、職場や職種を超えて交流しサポートし合えるネットワークの形成を促進する。 県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、利用団体相互の交流促進と、男女共同参画への関心と理解を深める。 (※新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は1日限りのイベントを中止し、2週間程度の男女共同参画関連のパネル展示や小規模のワークショップ等を実施予定)	80人	11、12月 9～11月(各センター毎に実施)
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女イキイキ職場宣言事業所拡大の取組 ・ 男女共同参画職場づくり事業 ・ 女性活躍・定着促進企業応援事業 ・ 「あきた女性活躍・両立支援センター」による企業への総合的支援 ・ あきた女性の活躍推進会議等の開催	イキイキ職場宣言事業所の募集・広報等により、職場における男女共同参画や働きやすい職場づくりを促進する。 県の入札参加資格審査において、一定の条件を満たす事業者に評点を付与することで、職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進する。 女性の県内定着を促進するため、経営者向け意識啓発セミナーを開催するほか、女性の視点による新たなプロジェクト事業を実施するなど、女性活躍のモデルとなる県内企業を育成し、その中の優良モデルを全県に普及拡大する。 企業における女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスに関する対応をワンストップ化し、女性活躍・両立支援推進員の企業訪問による制度周知等の啓発や相談への対応のほか、女活法・次世代法に基づく行動計画の策定や取組を実践する企業に対して指導・助言できる専門アドバイザー(社会保険労務士)を派遣するなど、企業へのサポートを総合的に実施する。 経済団体、労働団体、行政等の関係機関による情報共有や意見交換を行い、女性の活躍推進の気運醸成と女性が活躍できる環境づくりを推進する。	セミナー:80社、モデル企業:4社	通年 4～1月 セミナー:10月、モデル企業育成:通年 通年 10月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ あきたの男女共同参画(年次報告)	第4次秋田県男女共同参画推進計画の進捗状況や、市町村及び男女共同参画センターの状況をとりまとめ、年次報告を作成する。		12月
11. その他 ・ 地域連携ネットワーク推進事業	あきたFF推進員や地域で活動している女性団体等を支援し、ネットワーク化を図るとともに、地域における男女共同参画社会づくりの推進的役割を担う人材を養成する。		年2回(各センター毎に実施)

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	秋田県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	1	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 家族の弔事		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	秋田県議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他の事故のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	1	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	秋田県議会提要 第2編 先例編		
条文本文			
第27章 その他 第3節 その他 217 議員の通称使用については、議会運営委員会で協議する。 第8章 改選後初議会の運営 81 世話人会は、議会運営委員会が構成されるまでの間、議会の運営に関する事項を協議する。 マル1 世話人会は、議運が構成されたときは事務の引き継ぎを行うが、それまでの間、おおむね次の事項を協議する。 (1)～(10) 略 (11) 通称の使用 (12) 略 ※なお、第27章の後に第8章となっていますが、補則する規程として記載されています。 規程の名称はどちらも先例編となります。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要なる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード:

1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知 事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成29年4月20日 ~ 令和3年4月19日
副 知 事	2 人	(女性 0 人、 男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	61	4	6.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	4	6.7	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	12	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	11	3	27.3	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	26	0	0.0	全委員を職務指定しているから
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	31	8	25.8	
	7 精神医療審査会	25	5	20.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	17	4	23.5	
	10 准看護師試験委員会	11	5	45.5	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	21	5	23.8	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	3	20.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	1	9.1	
	15 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	14	5	35.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築土審査会	8	4	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	17	3	17.6	
	22 開発審査会	5	1	20.0	
	23 私立学校審議会	10	4	40.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	21	0	0.0	全委員を職務指定しているから
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	22	6	27.3	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	11	55.0	
	31 介護保険審査会	15	5	33.3	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	76	12	15.8	
	34 警察署協議会	119	57	47.9	
×	35 土地収用事業認定審議会				
×	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 都道府県国民保護協議会	60	2	3.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
	41 自然再生協議会	16	1	6.3	
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	0	0.0	法律、会計又は公益法人に係る活動に関する優れた見識が求められ、県内において候補となる人材に限られたため。
	43 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
×	44 留置施設視察委員会				
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	28	1	3.6	
	46 指定難病審査会	10	0	0.0	全委員を職務指定しているから
	47 小児慢性特定疾病審査会	2	0	0.0	全委員を職務指定しているから
	48 行政不服審査会	9	3	33.3	
	合 計	745	176	23.6	
	女性委員0の審議会数	5			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合 計	61	15	24.6	
	女性委員0の委員会数	2			